

電子ギフト券の 扱いに要注意！

「サイト利用料金が未納と携帯電話にメールがあり、不安で相手に連絡したところ、『サイト運営者と交渉する費用として電子ギフト券を購入し、認証番号を知らせてほしい』と言われた。合計30万円分をコンビニエンスストアで購入し、番号を伝えたが、だまされたのではないか」という相談が寄せられました。

相談者はまず1万円を請求され、大手通販サイトの

電子ギフト券をコンビニエンスストアで購入し、認証番号をメールで送るよう指示されました。

その後もさまざまな理由で料金を請求され、3万円の電子ギフト券を何度も購入し、番号を伝えたそうです。

電子ギフト券とは前払い式の電子マネーで、コンビニエンスストアなどの店頭で購入するタイプのほか、クレジットカードを

消費生活相談

不審に
思ったら
すぐ相談を



利用してインターネット上で購入し、認証番号だけが送られるタイプもあります。

購入したギフト券の認証番号をギフト券発行会社に知らせるだけで買える物などができると、インターネットショッピングなどで広く利用され、文字どおりギフトとして、友人や知人にメールなどで送ることもできます。しかし、相談事例のよう

に、認証番号を相手に伝えてしまうと現金を渡すことと同じになり、相手が電子ギフト券を使ってしまえば取り戻すことは困難です。簡単に転送・転売ができることから、悪質な出会い系サイトなどの支払い手段として悪用されるケースが目立っています。

「支払いは電子ギフト券で」と言われたら要注意です。消費生活センターに相談しましょう。

【問い合わせ】

消費生活センター… ☎24局
0077